

# News Letter

令和元年5月20日  
発行  
第82号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

飯塚俊哉

### スタートから1年、改めて「無期転換ルール」の確認を

昨年(平成30年)4月から、一定の要件を満たした有期雇用労働者から申し出があった場合に、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換しなくてはならない「無期転換制度(通称、無期転換ルール)」の対象者が発生しています。

無期転換ルールに基づき、既に無期転換を実施している施設もおありかと思いますが、まだ対象者がいない、あるいは労働者から申出があったが対応に困っている、という施設では、改めて制度を確認してみても如何でしょうか。

無期転換制度は、労働契約法18条に規定されていますので、無期転換ルールを確認する場合には、労働契約法18条と関係する行政通達の知識が基本となります。無期転換申込権の発生要件やクリーニング制度、有期特措法等の理解には、条文や施行規則と併せて、厚生労働省のパンフレットや厚生労働省が設置している「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご一読ください。

また、無期転換前の労働条件の確認も必須です。有期契約労働者の就業規則や給与規定の整備、労働契約書も、整理・確認しておくことをお勧めします。

※無期転換ルールに関するご相談、無期転換制度の導入についてのお問合せ等は、医療勤務環境改善センターをご利用ください。

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

高橋直美

### Q. 子の看護休暇の申出のあった職員に対し、診断書の提出を求めることは可能ですか。また、子の看護休暇の時季の変更を求めることはできますか？

A. 子の看護休暇は、子の私傷病に対する世話や子の疾病予防を図るために必要な世話を行う労働者に与えられる休暇で、年次有給休暇とは別に与える必要があります。育児介護休業法施行規則において、事業主は看護休暇の申出があったときは、子の負傷や疾病等の事実を証明することが出来る書類の提出を求めることが出来るとされていますので、診断書等の提出を求めることは可能です。

年次有給休暇に関しては、労働基準法により、使用者の時季変更権が認められていますが、育児介護休業法においては、子の看護休暇に関して、時季変更権の規定はありません。これは、事業主都合による時季変更を一切認めない趣旨と解されるため、時季変更について、就業規則に規定したとしても無効と考えられます。

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

令和元年度

# 医療労務管理アドバイザーのご紹介

令和元年度の医療労務管理アドバイザーをご紹介します。マネジメント導入支援、労務管理相談、研修会講師派遣など、是非ご利用ください。

ご用命は茨城県医療勤務環境改善支援センターまで

県北地区



**飯塚 俊哉**

アドバイザーも5年目になりました。今年度も医療機関の皆様のお役に立てれば幸いです。宜しくお願い致します。

県央地区



**高橋 直美**

医療従事者の皆様の勤務環境がより良くなるよう、適切なアドバイスをして参ります。お気軽にご相談ください。



**山口 栄一**

「制度と風土を整える！組織活性サポーター」として、チーム力の向上と働きがいのある職場づくりのお手伝いを致します。

土浦地区



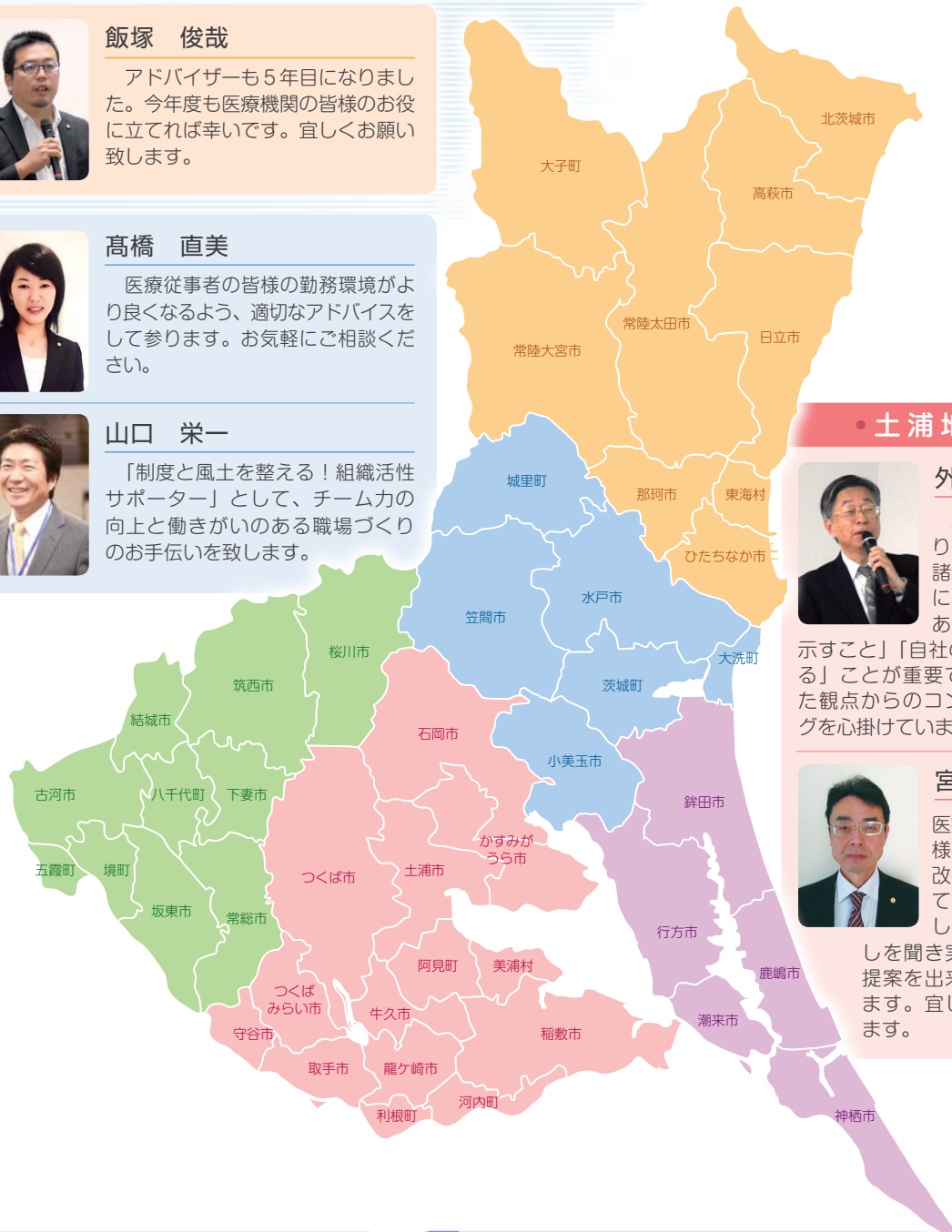
**外山 博敏**

職場環境づくりにあたっては、諸制度整備と共に「社員に魅力あるビジョンを示すこと」「自社の強みを育てる」ことが重要です。こうした観点からのコンサルティングを心掛けています。



**宮本 圭一**

医療従事者の皆様の職場環境の改善にお役に立てれば幸いです。しっかりとお話しを聞き実情に合った提案を出来ればと思います。宜しくお願いします。



県西地区



**秋元 譲**

医療機関・薬局・介護施設の労務管理経験を活かして皆様のお役に立てれば幸いです。宜しくお願い致します。

県南・鹿行地区



**高橋 勉**

今年度で5年目になりますが、まずはお話をじっくりお聞きし、それぞれの医療機関の実情に合った提案をするように心がけます。



**川田 志津子**

今年度アドバイザーを拝命しました。社労士の知識と経験を活かし、医療関係者の皆様のお役に立ちたいと思います。